

朝鮮人の「内地潜入」と日本帝国の移動統制

——『御大礼不穏計画情報』を手がかりに——

Korean 'Japan Infiltration' and
Movement Restrictions of the Japanese Empire

李 俊榮*

はじめに

本稿は、昭和天皇の御大礼（即位の礼・大嘗祭）が、在外の朝鮮人団体や個人に「内地潜入」や「大官暗殺」などを計画・実行するきっかけを与えたことに注目し、朝鮮人の朝鮮独立運動や思想運動のパターンとして「内地潜入」を考察することに焦点を当てる。まず、憲兵司令部が作成した「御大礼不穏計画情報」に即して、1928年に見られる朝鮮人の「内地潜入」を考察し、日本警察の渡航阻止策を論じ、更に、それに対抗する朝鮮人の「内地潜入」方法について明らかにしたい。

御大礼が行われる期間（11月6日～26日）や当日（11月10日）は、朝鮮人団体や個人が朝鮮独立運動や思想運動などを行う好機と捉えた。在外朝鮮独立運動団体や個人が、「内地潜入」や「大官暗殺」などを企てたことについては、1928年8月に作成された「御大礼不穏計画情報」から明らかになっている。資料の作成時期からみるに、1928年8月は、御大礼に対する「不穏計画」への日本の具体的な対抗策が練られていた。また、在外日本領事館の場合、満州に在住する朝鮮人の民族運動者や共産党員のなかに御大礼に向けて「不軌」を企てている者が多いと認め、1928年8月20日から2日間、奉天総領事館で在満関係領事館会議を開催した。会議では、御大礼警備

* 漢陽大学日本学科講師

に関する情報の交換並びに、在満領事館と関東庁、朝鮮総督府との連絡協調などの措置を講じた¹⁾。

朝鮮独立運動や思想運動を行うのに日本警察の監視から逃れるため、朝鮮から離れて海外に拠点を置く個人や団体が多く存在した。そのため、「内地潜入」は、主に上海、満州や沿海州に拠点を置いた朝鮮独立運動団体や個人が、計画・実行したのである。

朝鮮内で行われた3.1運動は朝鮮外での朝鮮独立運動も促すこととなった。それに続いて、同年、上海では大韓民国臨時政府（以下、韓国臨時政府）²⁾が設立された他、1920年代に満州地域を拠点に、3府（参議府、正義府、新民府）³⁾のような朝鮮独立運動の団体が活動をしていた。1920年代において朝鮮独立運動は、朝鮮内だけではなく、東アジアにおける歴史現象として位置付けることができる。本稿では、昭和天皇の御大礼をきっかけに、海外の各地域に拠点を置いた朝鮮人の越境性に焦点を当て、「内地潜入」の目的や経路などを考察し、それに対する日本の対応について論じる。「内地潜入」関係の史料を用いることによって、朝鮮独立運動の越境性と、日本の移動警察などによる移動統制の対立構図を明確に浮かび上がらせることができると思う。

本論に入る前に、関連先行研究に触れておきたい。韓国の植民地研究の中で最も多く行われたのは、朝鮮独立運動であることは疑う余地がない。そして、朝鮮独立運動の研究は、植民地朝鮮の研究と問題関心を共有していた。最近、韓国の研究の中で、植民地朝鮮における近年の研究動向について論じたパク・ファン（박원, 2000）は、朝鮮独立運動に関する先行研究を、大きく植民地制度、個人や団体による民族運動、中国・ロシア・日本の地域における民族運動に分けている⁴⁾。これまで行われた朝鮮独立運動研究の動向を見るに、制度と関係人物や団体に焦点が当てられたものが多い。これは、韓国の民族アイデンティティを強化するという社会的成果として認められている点で意味がある。しかし、朝鮮独立運動を行った個人や団体が帯びてい

た越境性については、あまり注目されてこなかった。近年、朝鮮人労働者の渡航や、それに対する日本の渡航阻止制度、もしくは、戦時の強制動員のような経済的側面から移動研究が行われているが⁵⁾、朝鮮独立運動に関する研究は少ないのが現状である。

さらに、朝鮮独立運動に関する研究以上に、移動警察に関する資料や先行研究は少ない。李升熙（イ・スンヒ、2012）は、朝鮮人労働者の日本「密航」に注目して、閔釜線の警察による対策事例をあげて論じている⁶⁾。尹相元（ユン・サンウォン、2014）は、移動警察の活動を新聞資料を使って考察し、朝鮮人によって、植民地朝鮮の鉄道と列車が、日本に対する抵抗の道具として利用されたことに解明した⁷⁾。張信（チャン・シン、2017）は、日本内地の移動警察について述べ、朝鮮での移動警察の施行について考察している。朝鮮内の移動警察は、昭和天皇の御大礼がきっかけとなってはじめて実施されたこと、そして、移動警察が内地や中国に移動できる地域で施行されたことを明らかにしている⁸⁾。ただし、以上の研究は、朝鮮人による海外から朝鮮への潜入や、朝鮮から内地への労働者「密航」を中心にして論じてはいるものの、独立運動団体による内地への潜入やその内地側の対抗策として移動警察を取り上げたものではない。

1928年の昭和天皇の御大礼は、日本内地だけではなく、日本帝国の全体をあげた行事である。そのため、御大礼に向けて行われた朝鮮人による内地への潜入は、上海や満州、沿海州などの地域からも行われた。よって、研究視座を朝鮮や内地に限らず、東アジア全域に広げる必要がある。このような視座から、朝鮮人の移動と日本の移動統制の対立構図を提示することによって、東アジアにおける朝鮮独立運動史の新たな一片が見えてくると考えられる。また、そうした視座の拡大によって、朝鮮独立運動や日本の移動統制との関連を考察することが可能となり、東アジアの新たな歴史像を構築する足がかりを得られると思われる。

1. 「御大礼関係不穩計画情報」による「内地潜入」

「御大礼関係不穩計画情報」は、1928年初頭から8月まで、憲兵司令部が入手した朝鮮人の「内地潜入」及び大官暗殺などの計画に関する情報をまとめて8月に作成し、宮内省の事務課・警察部と、日本と朝鮮の軍関係機関に送られた。本稿で用いる資料は、海軍省が受付して、省内で供覧されたものである。海軍省は、1927年に行われた大正天皇の「大喪儀」の際に組織された「大喪儀海軍事務委員」を参考にして、1928年に「大礼海軍事務委員」（以下、「委員」）を組織したことから、御大礼に関する「不穩計画」の情報を把握する必要があった。「御大礼関係不穩計画情報」では、御大礼に向けての「不穩計画」において、注意事項を下記のように述べている。

イ、特ニ左傾鮮人並ニ内地ニ新転入ノ鮮人ニハ最モ至嚴ナル監視ヲ要ス
ロ、新党組織準備会ノ関係者中鮮人ト往復スルモノニハ特ニ注意ヲ要ス
ハ、侵入時期ハ今後特ニ九月ニ着目ノ要アルヘシ

憲兵司令部は、内地に転入する朝鮮人に対して「最モ至嚴ナル監視」が必要であり、「関係官憲ト連絡シ更ニ情報蒐集」を行うとともに、注意と取締に留意するようにと警戒していた。海軍省の場合は、「委員」をもって、御大礼に関する事務を調査・研究し、それを行うこととなっていた⁹⁾。上記の注意事項と、「御大礼関係不穩計画情報」から見ると、朝鮮人の「新転入」や「内地潜入」する計画について警戒していることが明らかであろう。そして、「新転入」や「内地潜入」の経路といえる海路に関する事務を担当していた海軍省（「委員」）に、「御大礼関係不穩計画情報」が發送されたのである¹⁰⁾。

「御大礼関係不穩計画情報」は、1928年1月から8月にかけて収集した御大礼に関する朝鮮人の「不穩計画」をまとめたものである。その計画について「極悪ナル計画ヲナシ又ハ大官暗殺等ヲ云々トスル不穩企図」と述べつつ、

その内容を「別紙」の「御大礼不穏計画情報綜覽」で列記していた。

「御大礼不穏計画情報綜覽」では「不穏計画」を、「団体名又ハ個人名」「計画種類」「系統」「策源地」「行動概要」「関係人員及主ナル者ノ氏名」の6つに区分している。そこで、「団体名又ハ個人名」「計画種類」「策源地」をまとめると、〈表1〉の通りである。

〈表1〉 「御大礼不穏計画情報綜覽」の項目別の概要

団体・個人名	計画種類	策源地
① 第三インターナショナル	不逞鮮人密派と費用の支出	寛城子
② 第三インター系	革命運動	朝鮮
③ 在浦塩高麗共産党	爆弾密送計画	浦塩
④ 在上海曹奉岩	大官暗殺	上海
⑤ 尼市及び浦塩地方の朝鮮人団体	大官暗殺	尼市、浦塩
⑥ 第三インターナショナル	日本共産党員の指導	莫斯科
⑦ 第三インターナショナル	宣伝費用の支出	上海
⑧ 第三インターナショナル	変装・日本に潜入企図	—
	不穏計画の風説	
⑨ 正義府、高麗革命党、参議府、義烈団、新民府、赤旗団、アムール団	7名ずつの3隊を組織し、代官暗殺・工場爆破	吉林
⑩ 正義府撫松県支部	日本大官暗殺用の資金確保のため、掠奪を企図	—
⑪ 新民府	東京に決死隊を派遣し、大官暗殺	東寧、敦化
⑫ 李印岡（元正義府第5中隊長）	東京潜入計画	—
⑬ 在上海義烈団	—	上海
⑭ 張南彦、金剛石（義烈団）	大官暗殺	上海
⑮ 上海義烈団	不逞行動者の氏名	—
⑯ 新民府	大礼時ヲ視テ内容不明	吉林、石頭河子
⑰ 赤威団	東京方面ニ潜入暗殺、工場破壊、失業者ノ救済、革命の促進ヲナス	浦汐

⑱ 鈴木外2名(在浦塩邦人共産党員)	革命運動	浦汐
⑲ 李興彦、朴、白孟甲、金完練(在浦汐新韓村)	東京に侵入し、大官暗殺・赤化宣伝	浦汐
⑳ 浦塩高麗共産党、正義府の決死隊	北海道より内地に潜入し、朝鮮独立に呼応	浦塩
㉑ 上海朝鮮人青年会	樺太を経て日本に潜入、大官暗殺、官公衛の爆破	上海
㉒ 李鎌	朝鮮独立運動	広東
㉓ 金鎬範(上海仮政府元丙寅義勇隊長)	大官暗殺	上海
㉔ 上海国民党某	首相暗殺	上海
㉕ 金鏞勝(朝鮮全北居住)	漁船で朝鮮より内地に密航の便宜供与	—
㉖ 李憲	兇暴企画	上海
㉗ 在東京朝鮮労働総同盟	革命的運動の檄文撒布	—
㉘ 無政府系 AC 労働聯盟(東京)	爆弾製造・流言蜚語を發す	不詳
㉙ 不逞鮮人団	大礼当日大官暗殺のため、上海、京城に派遣	尼市、浦汐
㉚ 在浦汐左傾団体	内容不明	浦汐

<表1>からみる30項目はすべて御大礼に向けて、「不逞計画」を樹立・実行していたものである。御大礼をターゲットにした理由について、内務省警保局(1929)は、御大礼を民族的氣勢を上げるに絶好の機会と判断したこともあるが¹¹⁾、社会主義団体の場合は、ロシア10月革命(1917年11月7日)が、御大礼の期間に含まれることも動機となった場合もあったと見なしていた¹²⁾。また、「不逞計画」に関する通信や檄文から「來ル倭奴ノ大典記念日ヲ利用シテ決死的ニ日本及大韓内地ニ侵入倭奴大官ヲ暗殺計画中ナリ君モ内地同志ト密議結束シテ相互連絡活動ヲ望ム」(④)、「御大典ハ他ノ時節ヨリ革命的運動カ最モ爆發スル時タ」(⑳)などと述べられていたことか

らも、御大礼をターゲットにして「不穏計画」が立てられていたことがわかる。

「不穏計画」を企てた「団体・個人名」の性格は、「第三インターナショナル系」「労働運動団体」「朝鮮独立派」の何れか、もしくは同時に複数の系統を有してる場合があったため、その系統を正確に区分することは困難である。ただ、「活動種類」と「行動概要」から、計画種類を定量的にまとめることで、御大礼の期間における「不穏計画」のパターンを表すことはできると思われる。その種類を、項目別に区分してみると<表2>の通りである。

<表2> 計画種類の区分

	内地 潜入	宣伝 運動	暗殺 爆破	製造 密送	資金 活動	内容 不明 ¹³⁾
①	○	○			○	
②		○				
③				○		
④			○			
⑤			○			
⑥	○	○				
⑦		○			○	
⑧	○		○			
⑨	○		○	○	○	
⑩			○		○	
⑪	○	○	○	○		
⑫	○			○		
⑬	○					
⑭	○		○	○		
⑮						○
⑯						○
⑰	○	○	○			
⑱		○			○	

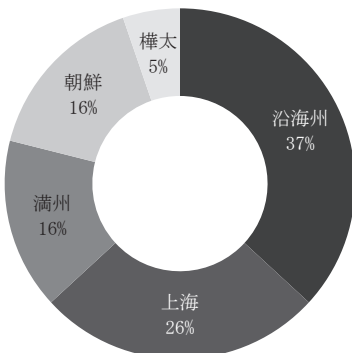
①9	○	○	○			
②0	○	○				
②1	○		○			
②2		○				
②3		○	○		○	
②4			○	○		
②5	○					
②6	○	○				
②7		○	○			
②8				○		
②9			○			
③0	○					

計画種類の中で「内地潜入」は、御大礼の当日に大官暗殺や官公衛などの爆破、または、朝鮮独立や社会主義の宣伝活動が同時に計画されることが多い。「内地潜入」は、15項目(17件)があり、同時に「不穏計画」を企てるといった傾向がある。「内地潜入」をする際、内地でさらに、「大官」¹⁴⁾の暗殺及び施設の爆破¹⁵⁾のような計画が同時に立てられたことが多く、その武器の密輸に関する計画も見られる。その他には、思想活動や資金活動がある。

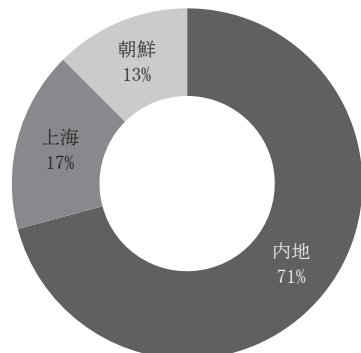
「内地潜入」の時期については、いくつかの事例を触れてみると、新民府(①)の場合、1928年7月5日に寧安県古塔で行われた集会では、幹部の金佐鎮(キム・ジャジン)¹⁶⁾、玄天黙(ヒョン・チョンムク)、韓明世(ハン・ミョンセ)などは、「内地潜入」を成功させるため、「大典挙行直前ニ派遣セス日本官憲ニ検挙セラレ目的ヲ達スルコト能ハサルヲ以テ数ヶ月前ニ入京セシメ」と決議した。つまり「内地潜入」が、御大礼の行われる11月に失敗する場合は、それ以後の機会がなくなると判断し、前もって「内地潜入」を実行すると決めたのである。上海国民党(②4)の場合は「暗殺団ハ警戒未タ緩ナル8月中ニ渡日シ」と計画を立てていた。「御大礼関係不穏計画情報」が作成さ

れ、朝鮮人の「内地潜入」に注意が払われた時期が9月からであったことから、それ以後から、朝鮮人の渡航も難しくなったと思われる。ただ、日本の監視チェックが朝鮮まで及んだとしても、中国やロシアに拠点を置いた朝鮮人に対しては、比較的監視が緩かった。

朝鮮人が「内地潜入」をする際の出発地や経由地は項目ごとにそれぞれ異なるが、大体、上海や満州及びウラジオストクから出発し、朝鮮や沿海州などを經由して、日本内地に潜入を計画する事例が多くみられる。潜入情報や、その計画を出発地と到着地を分けて、図表で表すと次の通りである¹⁷⁾。



<図表 1> 出発地



<図表 2> 到着地

出発地は沿海州（37%）、上海（26%）、満州（16%）、朝鮮（16%）、樺太（5%）が見られる。沿海州の場合は、浦塩（ウラジオストク）や、尼市（ニコリスク・ウスリースキー市。現在、ウスリースク）のように、朝鮮とロシアの国境が接しているロシア領の地域に集中していることが明らかになっている。

上海には、韓国臨時政府や朝鮮独立運動の団体が、満州には、新民府、正義府、参議府といった3府が自治行政力ををもって活動していた。朝鮮の場合、釜山や清津（チョンジン）から内地に渡航するケースが見られる。樺太

はロシア側からの援助を受け、北海道を経て内地に移動することも見られた。

沿海州はロシア領、上海と満州は中国領であったため、日本警察の監視から逃れて活動することができた。また、これらの出発地は、朝鮮独立運動団体の拠点でありながら、到着地への経路でもあった。ロシアや中国の勢力だけではなく、朝鮮独立運動団体や個人それぞれが協力し、潜入における補給や案内のような援助が行われたのである。

到着地の場合は、内地（71%）、上海（17%）、朝鮮（13%）に区分される。言うまでもなく、内地への潜入が最も多い割合を占めている。上海や朝鮮が到着地の場合、その現地で活動をするために移動することもあれば、内地へ潜入する前の準備活動を行うために移動することもあった。

「内地潜入」の実行期については、御大礼が行われる11月より、3カ月以上前が通例であった。御大礼の日程が迫るほど、日本警察の警戒が厳重になると判断したことや、当日になって逮捕されると機会がなくなってしまうという理由で、事前に内地への潜入を計画し実行に移したのである。

2. 日本警察による移動統制

朝鮮軍司令部が1927年5月21日に作成した極秘文書「鮮人問題ト其ノ対策」¹⁸⁾によると、朝鮮内では、日本官憲による取締が厳重だったため、対外的に民族的運動ができなかったが、中国やロシアに在住する朝鮮人のなかでは、その国から支援を受け、朝鮮独立運動や思想活動を行う計画を企てていると判断していた。そして、1928年に行われる御大礼は、在外で活動していた朝鮮独立や思想関係の朝鮮人としては、宣伝活動するのに好機でもあったのである。

日本警察は、御大礼を前にして、朝鮮から内地へ潜入する「不逞鮮人」を防ぐため、警備を強化する必要があった¹⁹⁾。海外に在住する朝鮮人が、内地

に潜入し、内地在住朝鮮人と兇暴行為を企てていたことから、それを阻止するためにも、渡航阻止と警戒強化は必要であった²⁰⁾。

在外朝鮮人が「内地潜入」をするには、出発地から内地に直航するか、ロシアの沿海州や朝鮮などを経由する方法があった。本章では、朝鮮と中国からの「内地潜入」を企てた朝鮮人に対する日本の移動阻止について確認しておこう。

朝鮮人の日本渡航統制に関する法制度に触れておくと、1919年の3.1運動を皮切りに、朝鮮総督府は警務総監令第3号「朝鮮人ノ旅行取締ニ関スル件」を制定し、朝鮮人の渡航取締を強化した。その後、警察への旅行届出許可制が導入された。しかしそれらは1923年12月に撤廃され、「自由渡航」ができるようになった。ところが、戦後の不況と失業問題が内地の社会問題として取り上げられ、失業者の増加と治安不安を理由として、1923年に「朝鮮人労働者募集ニ関スル件」が制定、関東大震災の翌年である1924年には「朝鮮人ニ対スル旅行証明書ノ件」、1925年には「渡航阻止制」が実施されるにいたった。「渡航阻止制」は、①就職口が確実、②10円以上の準備金の携帯、③モルヒネ中毒者ではない、④仲介業者の募集に応じた者に限って、地元警察署から紹介状を発給すると決めた²¹⁾。内地渡航を希望する者は、紹介状を持参して釜山水上署で確認し許可が取れば、やがては渡航が可能となる。ところが、1928年7月には、地元警察署による渡航証明書と更に釜山港での審査を受けさせる制度を決め、内地渡航がより困難になった。

「御大礼関係不穩計画情報」の中で、海外から朝鮮を経由して内地に潜入を計画した事例をいくつか挙げてみると、「第3インターナショナル」(⑧)は、「8月25日頃浦汐ヨリ「ボセット」ニ上陸亡命団ヲ装ヒ咸北慶源ヨリ鮮内地ニ侵入機ヲ窺ヒ日本内地ニ潜入ノ予定」があり、新民府(⑩)の場合は、「決死隊員4名ヲ選抜シ7月12日敦化出発陸路鴨緑江上流厚昌附近經由入鮮ハ釜山ヨリ渡日」、元正義府の中隊長の李印岡(⑫)の場合は、「東京ニ潜入スヘク5月28日龍山発列車ニテ出発シタルカ途中釜山經由」、義烈団の2名

(14) は、「咸北清津ヨリ敦賀ヲ聖テ上京ノ予定」の事例があった。

朝鮮人の内地への渡航を統制するための「渡航阻止制」と、さらに、釜山港での渡航証明書制度の審査があって、朝鮮を経由する「内地潜入」は容易ではなかったが、渡航証明書の偽造 (19)、船員の買収 (11) や、漁船などでの密航 (12②) をして、「内地潜入」が企てられた。

鉄道と列車の運行は人の移動をより自由にする利点があったが、鉄道を利用した犯罪も著しく増加するようにもなった。特に、犯行後の逃亡にも使われることも多く、犯罪を隠蔽する方法として利用されることが多かった。このことに気付いた日本警察は、犯罪者の移動手段でもあった列車に対する監視を強化するため移動警察制度を導入した。

移動警察は1922年2月15日から19庁府県、さらに1923年7月1日から22県で実施され、日本内地の全域で実施されるに至った²²⁾。1924年には、地方財政の緊縮事情と、移動警察に支給する旅費の支援ができなかったため、移動警察の施行が一旦中止となった²³⁾。その後、警保局が、1926年12月13日に警発甲第869号をもって、各庁府県の長官に通牒した「移動警察実施ニ関スル件」によると、列車内における犯罪が増加しているため、移動警察を復活実施することを決めていた。それを実施するためには、移動警察関係職員に対する無賃乗車證の発行と交付が必要であったが、全域にわたって同時に実施することはできず、先に警視庁、神奈川県、静岡県の管轄警察官に無賃乗車證を発行し、1926年12月17日に再び実施した。

当時の移動警察の運用詳細や、その実績を一目で確認できる資料は見つからなかったが、1928年11月に行われる御大札に関する資料からある程度推測することができる。「移動警察官員数表」²⁴⁾によると、御大札の警備のため、移動警察官を臨時増員していた。その員数については、常時移動警察官の数が830名であったが、大札警備臨時増員の2,184名が加えられ、合計3,014名の移動警察官が活動をする事となっていた。内務省警保局は、1928年9月24日に「大札警備移動警察官用無賃乗車證臨時発行方ニ関スル件照

会」をもって、鉄道移動警察は1928年10月15日から12月15日まで運用することとし、鉄道省に移動警察実施上の便宜を図った。

内務省警保局は、陸路に続いて「海上航運ニ危険思想ヲ醗醸地ト目セラルル支那上海、青島、大連、天津及台湾等ノ航行船舶乗客ニ対スル検索視察ヲ実施ノ必要ヲ認メタル」として、海路の警備をも強化するため、1928年10月26日に「移動警察官ノ船舶乗込ニ関スル件」を通信省に通牒した²⁵⁾。11月に行われる御大礼を前にして、海外からの移動に対する監視を強化したのである。

＜表3＞ 船舶移動警察官が配置された海路と船舶²⁶⁾

線路名	船舶名	区間	会社名
長崎、上海線	長崎丸、上海丸	長崎—神戸（片道）	日本郵船会社
神戸、上海線	摩耶丸、生駒丸 笠置丸、三笠丸	門司—神戸（片道） 門司—上海（往復）	
青島線	日光丸	門司・宇品—神戸（片道） 門司—青島（往復）	大阪南船会社
大連線	ばいかる丸、はるびん丸、 亜米利加丸、香港丸	大連—門司（往復） 門司—神戸（片道） 門司—宇品（片道） 宇品—神戸（片道）	
青島線	泰山丸	青島—門司（往復）	
天津線	長城丸、長安丸、長江丸	天津—門司（往復）	
青島線	原田丸	青島—門司（往復） 門司または宇品—神戸 （片道）	
神戸、天津線	景山丸、南嶺丸、北嶺丸	門司—天津（往復）	近海郵船会社

内地から警察官を派遣しただけではなく、出発地である上海、青島、天津などでも、対策が施されていた。上海、青島、天津の各総領事館の場合、10月10日から11月26日まで内地直航の船舶に搭乗させて、往来する者や密輸出に対する取締を行い、内地警察機関との連絡を取っていた。なお、満州

において、ハルビン、長春、吉林の領事館でも、列車に館員または警察官を配置させて、内地に潜入する朝鮮の「民族運動者」や共産党員に対する警戒を強化していた²⁷⁾。朝鮮と内地を繋ぐ海路の場合、関釜線の連絡船4隻にもすでに2名ずつ警察官が配置されていたが、1名を更に増員した。また、先述したように、1925年の「渡航阻止制」に加え、1928年7月から釜山港での渡航の審査が再度行われることで、移動統制が一層強化された。



<図1> 船舶移動警察官が配置された海路

3. 「内地潜入」のために選んだ迂回策

「御大礼関係不穏計画情報」の中で、「内地潜入」をする計画は、1章で述べたように17件が確認できる。その出発地の中で多く占めている地域は、ウラジオストク(5件)に続いて、上海(4件)である。上海は、朝鮮人の抗日活動や朝鮮独立運動が盛んに行われていた地域でもあった。上海には朝鮮

独立運動をする使命をもって、多くの朝鮮人が移住してきたため、日本は、朝鮮独立運動の中心地である上海に関心が向け、その動向を注目していた²⁸⁾。

3.1 運動が契機となって、上海で韓国臨時政府が組織されて以降、1932年まで上海に拠点を置く朝鮮独立団体が成立し、中国内外の朝鮮独立運動団体を支援していた。

本章では、同じく上海に拠点を置き、韓国臨時政府の支持団体でもあった「上海鮮人青年会」(㉒)が、御大礼を機にして「内地潜入」した事例に注目し、日本の移動統制に対して朝鮮人は、どのように対応したのかについて述べる。

(1) 「上海鮮人青年会」の場合

「御大礼関係不穏計画情報」の中で「内地潜入」の経緯が最も鮮明にみられる事例は、「上海鮮人青年会」である。本稿での「上海鮮人青年会」の名称は、「御大礼関係不穏計画情報」によるが、他の新聞資料の中では「韓人青年会」「韓国青年会」という名称も用いられていた²⁹⁾。

「上海鮮人青年会」が「内地潜入」したという情報について、朝鮮総督府では、「韓国青年会といふ団体は無名のもので金敦無等もいはゆるブラックリストにある不逞徒輩としては名もない末端なので時節柄不逞方面の宣伝的情報」³⁰⁾と語り、「上海鮮人青年会」の存在と、同団体による「内地潜入」の計画を認めなかった。しかし、上海、吉林、樺太などの各地官憲による「上海鮮人青年会」の「内地潜入」に関する報告³¹⁾と、憲兵司令部が作成した「御大礼関係不穏計画情報」によれば、その実態は明らかになっている。また、警視庁からの対抗策も施されていたことから、「上海鮮人青年会」の存在は認められ、「内地潜入」も行われた可能性が高いと判断できる。

新聞資料で「上海鮮人青年会」の存在が取り上げられたのも、「内地潜入」が行われた事実が明らかになってからである。断片的ではあるが、『東亜日

報』³²⁾によると、「上海鮮人青年会」は、1926年、韓国臨時政府の支持団体として創立された「秘密結社」であり、中国の要地に十数カ所の支部をおいていた。「上海鮮人青年会」は、何らかの方法で韓国臨時政府と関わりをもち、朝鮮独立運動を行っていたと思われる。

やや長文になるが、「御大礼関係不穩計画情報」は、「上海鮮人青年会」について次のように述べている。

団体名又ハ個人名：上海鮮人青年会

計画種類：樺太ヲ経テ日本ニ侵入大官暗殺官公衛ノ爆破

系 統：鮮人

策源地：上海

行動概要：青年会ハ御大典挙行ニ当リ大官暗殺官公衛ノ爆破ヲ決行スル為暗殺隊ヲ組織シ隊長金敦熙以下宗鎬事金澤振、京南事、李義順ノ三名ハ吉林省城ニ潜入元正義府中隊長金錫夏方ニ約一週間滞在六月十五日出発セルカ其ノ経路ハ陸路露領沿海州樺太ヲ経テ日本内地ニ潜入スヘシト

関係人員及主ナル者ノ氏名：三名 金敦熙 金澤振 李義順

上記の引用文では、「上海鮮人青年会」の系統は、「鮮人」と区分している。一方、1928年9月2日に発行された『朝鮮新聞』では、「内地潜入」をする金敦熙（キム・トンヒ）³³⁾、金澤振（キム・テクジン）、李義順（イ・イスン）の3名に対し、「独立党一味」³⁴⁾と評し、韓国臨時政府を支持しているとのことから、「上海鮮人青年会」は、朝鮮独立運動系統だと思われる。3名は、「上海鮮人青年会」の幹部クラスであり、金敦熙を隊長とする「暗殺隊」を組織し、大官を暗殺するなどの目的をもって、吉林、沿海州、樺太を経て内地に潜入したのである³⁵⁾。

この「内地潜入」に関する情報は、日本と朝鮮で発行されていた新聞の記

事でも多数確認できるため、新聞資料も併せて参照することで、その動向を明らかにしてみよう。1928年8月31日に発行された『東亜日報』には、以下のように「上海鮮人青年会」による「内地潜入」の方法についてより詳しい記事が掲載されていた。

上海にいる朝鮮人達が、今年の秋に京都で挙行され御大典を前にして、某種の計画を企てるかとの噂があるだけではなく、最近に至って、上海にいる朝鮮人の間では、非常に緊張感を帯び、何かを極秘密裏に画策する空気が蔓延しているそうだが、その実行方法としては、上海から日本に直航しようとする計画もあるようだが、何しろ警戒が厳重であるため、巧妙に中国人に変装して、外国船にのり、天津に上陸し、奉天、吉林を経由し、沿海州を経て、樺太に渡る一種の迂回策を立てて、すでにその一味が出発したとのことであり、上海日本領事館警察署では、八方に警戒網を増やし、監視をしているが、彼らの行動は、かなり神出鬼没な策略を逞しくしているため、警察側でも悩んでいるところで、日本にすでに渡った人は、金敦武、李金順など二人と判明し、日本全国の警察は大捜索を開始したとのことである³⁶⁾。

上記の記事によると「上海鮮人青年会」が行った「内地潜入」の経路は、「上海→天津→奉天→吉林→沿海州→樺太→内地」で、(1)上海から天津までは航路を利用し、(2)天津から奉天まで陸路を、(3)吉林まで同じく陸路を利用して移動した。吉林では、元正義府の中隊長である金錫夏（キム・ソクハ）³⁷⁾に会って、同所に約1週間滞在し、6月15日にロシア領の沿海州に移動を開始した。もし、鉄道を使って移動した場合、(4)吉林から哈爾濱に移動し、(5)-1ウラジオストク、若しくは、(5)-2ハバロフスクを経由したと思われる。その後は、(6)樺太に潜入、(7)北海道を経て³⁸⁾内地に潜入したのである。最終地がどこなのかについては、定かではないが、『新韓民

報]では、「금춘 대던 기회에 요로 대관들이 경도에 참집 함을 엿보아 일거에 폭살하고 아울러 대건물 등을 폭과할 것을 결의 (今秋、大典の機会に、要路大官が京都に参集するのをねらい、一挙に爆殺し、同時に大建物などを、爆破することを決意)」³⁹⁾したと、報道していたことから、京都に移動したのではないかと推定される。



<図2> 「上海鮮人青年会」の「内地潜入」経路

「上海鮮人青年会」が、あえて「迂回策」を選んだ理由については、上記の引用文では、「上海から日本に直航する計画もある模様だが、とても警戒が厳重」であったと述べられている。前章でも述べたように、中国から日本内地への直航は、中国内の日本領事館や警察、そして、内地の移動警察によって厳戒体制が敷かれていた。そのため、「上海鮮人青年会」は、上海から直航で「内地潜入」することは危険だったと判断したのである。その結果、<図2>の通り、満州と沿海州と樺太を経由する「迂回策」を取り、日本の

警戒から逃れようとしたとみられる。もちろん、朝鮮を経由する方法での「内地潜入」も、移動警察に加え、「渡航阻止制」や、紹介状の審査制度によって嚴重であったため、容易ではなかった。

「上海鮮人青年会」による「内地潜入」に対して、上海の領事館警察署では、警戒網を張り、監視をしても「内地潜入」の方法が「神出鬼没な策略」であるため、取締ることができない状況であった。そして、同記事では、金敦武（キム・トンム）、李金順（イ・クムスン）が、すでに内地に潜入していると判断し、警視庁をはじめとする日本全国の警察が「大搜索」を開始したと報道している。「上海鮮人青年会」の3名は、中国内での移動の際は「巧妙に中国人に変装」し、内地に潜入する際は、洋服を着ていたという⁴⁰⁾。

「御大礼関係不穩計画情報」では、朝鮮人が「内地潜入」をする際、その経路と、服装や武器の密輸方法なども記録している場合がある。その事例を挙げてみると、正義府、高麗革命党、参議府、義烈団、新民府、赤旗団、アムール団(⑨)による「内地潜入」の場合は、大官の暗殺や工場の爆破を行うための爆弾を製造し、「運搬ハ支那服綿入中ニ縫ヒ込ム」と決めていた。そして、李憲(⑳)⁴¹⁾という人物の場合は、「凶器ヲ携ヘ7月28日北京発天津ニ2,3日間滞在シ支那服ヲ着用セル鮮人一名ヲ伴ヒ」という事例があった。中国や満州に滞在していた朝鮮人や、同じ拠点で朝鮮独立運動をしていた朝鮮人は、普段、中国の衣服を着て生活することが多かったこともあるが、その服装は「内地潜入」をする際にも、身分を隠すほかに、武器を密輸するといった用途でも使われ、日本警察の警戒から逃れるために活用されたと思われる。

(2) 「内地潜入」の経路として樺太

「上海鮮人青年会」の「内地潜入」が成功したことについては、新聞報道で確認できるが、単に「上海鮮人青年会」だけが樺太を経由する「迂回策」を選んだのではなかった。本節では、樺太を経由した、いわゆる「迂回策」

を選んだ事例をいくつか紹介しつつ、なぜ「内地潜入」をする際、もっとも経路が長い方法として樺太経由を選んだのかについて、その原因を考察する。

1928年10月23日に、樺太庁警察部の部長の小山知一は、部下5名を率いて、樺太の恵須取(えすとる、現在のウグレゴルスク)に向かった。『樺太日日新聞』の記事によると、「管内視察」の名義で出張したと伝えているが、恵須取には、すでに高等課の課長である大津義人が出張中であったことから、一般人からも注目が寄せられていた。『樺太日日新聞』の記事では、出張内容を、「近く行はれる御大典に關聯し同地に在住する約一千五百名の朝鮮人の動静を視察するものである」⁴²⁾と伝えている。一方、翌日に、朝鮮で発行された『東亜日報』と『朝鮮新聞』の両記事では、視察事情についてより詳しく伝えているので、その一部を以下に引用してみたい。

혜수취에주재하는 일천사백명조선인로동자중에북화태(北樺太)로부터 이사하야온칠백명의적화분자(赤化分子)가○○의끔직한계획을비밀히 하든중련두자한명이최근에상해에 테포된 것이 발단으로 ○○의계획중 심디가진괴혜수취인것이판명되어그와가티출동하게되엇다하나진부는 알수업다더라⁴³⁾

恵須取在住の千四百名の鮮人労働者の内北樺太から引揚げた七百名の赤化分子が○○の陰謀を企て犯人の一名が最近上海で逮捕されたことから端なくも陰謀の中心が恵須取であると判明し、当局の大狼狽となつたものである⁴⁴⁾

1925年にサガレン州派遣軍が「保護占領」していた北樺太を、ロシアに返却することを決めた「日ソ基本条約」⁴⁵⁾により、北樺太や沿海州などに居住していた多くの朝鮮人が南樺太に移住していた。それに加え、樺太の北部地

域に当たる恵須取に樺太工業株式会社の恵須取工場が1925年から操業を開始したことは、朝鮮人労働者を同地域に集住させることとなり、次第に朝鮮人社会を形成するにきっかけになった⁴⁶⁾。

記事では、樺太で「〇〇の計画」や「〇〇の陰謀」が企てられたことが、上海で逮捕された朝鮮人によって明らかになると伝えている。その過程で、「〇〇の計画」の中心地が、樺太の恵須取と判明し、小山警察部長が出張することになったことが明らかになっている。そして、恵須取に在住する約1,400名の朝鮮人のうち、北樺太から移住してきた約700名が「赤化分子」であり、「〇〇の残酷な計画」を企てていたと述べている。

御大札を前にして、樺太を経由する朝鮮人の「内地潜入」を許してしまうほかにも、ある種の計画の中心地が樺太ということが判明して、樺太庁警察部が「大狼狽」したこと。そして、樺太庁の警察トップでもある警察部長が、直に朝鮮人が集まっている恵須取まで出張したことから、その緊迫感が感じ取れる。

樺太を経由し、「内地潜入」を試みた朝鮮人の事例は、御大札を目前とする11月まで続いた。その事例として、1919年に組織し、日本官憲などに対する暗殺及び爆破のような急進的な武装闘争を行ったことで知られている義烈団⁴⁷⁾を挙げておこう。義烈団は、「御大札関係不穏計画情報」からでも、御大札に向けて「不穏計画」を立てていたことが確認できる(⑨⑬⑭⑮)。これには義烈団が樺太を経由したことについて直接記載されていないが、新聞資料から、樺太を経由する「内地潜入」が計画されていたことがわかる。その記事を引用すると次の通りである。

樺太では警視庁から『義烈団の一味が内地潜入をはかり内地潜入を企つるも関門京阪地方からは警戒厳にして入国不可能なるを以て樺太国境より入国を企てつ、ある模様あり(中略)国境ハンダサワにて六名西海岸安別に二名の鮮人を逮捕収容した⁴⁸⁾

前章で述べたように、移動警察などの施行によって、下関、門司、京都、大阪の警戒が厳重になっていた。そのため、義烈団は、「内地潜入」を成功させるために、まず、樺太に潜入したが、半田沢と安別で、8名が逮捕されたという。半田沢と安別は、ロシア領の北樺太と接している国境の近くである。

同時期に、樺太内の警察定員が増えたとはいえ、「受持区域の尨大と交通不便其の他警察連絡機関の缺如は職務執行上一層辛酸を嘗むるの実況に在り」⁴⁹⁾と訴えていた。樺太内の巡査定員が、1927年の259名に比べて、1928年に増員して296名になっても、国境警備員は50名余りにとどまり、大泊2名、敷香24名、本斗1名、真岡2名、泊居1名、恵須取20名がそれぞれ配置されていたにすぎない⁵⁰⁾。このうち、敷香と恵須取は、ロシア領と接している樺太の北部地域でもあり、陸路による樺太への密入国を監視するための配置であったが、樺太に潜入する朝鮮人を監視するには限界があったと考えられる。

特に、樺太庁警察部は、多くの朝鮮人が1920年代に樺太へ移住したことで、樺太の北部地域を中心に朝鮮人社会を形成したことに對し、十分な警戒体制を敷くには限界があることを認識していた⁵¹⁾。そうした警戒体制の限界が、逆に朝鮮人の「内地潜入」を相対的に容易にする要因として作用したと考えられる。

樺太は、開拓地として、土木業、林業、漁業、炭鉱業などが盛んになっていたため、労働力の供給が多く求められていた。しかし、冬季になると、極寒のため、林業や工場以外の土木業や炭鉱業などにおける労働力の需要が低下することは避けがたかった。そのため、夏季の間、内地や朝鮮などから樺太に渡航した労働者の多くが、冬季になると、帰還を余儀なくされた。11月は、冬季を目前にして、樺太から移出する労働者も多く、それに紛れ込んで「内地潜入」することが比較的容易であったと考えられる。

樺太はロシア領と接していたことから、陸路による潜入が行われていた。

国境警備員が配置されたとしても、国境線を監視する人員は依然不足しており、樺太の海岸への密航を防ぎきれなかったと考えられる。

おわりに

これまで、憲兵司令部が作成した「御大礼不穏計画情報」に即し、「内地潜入」を計画・実行した在外朝鮮人の動向について考察してきた。あわせて、それに対する日本の移動統制についても論じ、「迂回策」として樺太経由を選んだ事例を紹介してきた。御大礼は、朝鮮独立や社会主義思想などを宣伝するのに、好機であったことから、「不穏計画」も多く行われたのである。本稿では、「御大礼不穏計画情報」に基づき、御大礼に際して、朝鮮人によって企てられた「内地潜入」のパターンを分析した。

「内地潜入」の方法は、航路を使って内地に直航するか、朝鮮を経由して釜山港から渡航するのが一般的であった。しかし、御大礼を目前にして、日本警察は、移動警察を運用して、内地内の治安を維持しながら、「不逞鮮人」の「内地潜入」を防ごうとしていた。そして、朝鮮人が多く居住していた海外の中でも、内地に直航できる地域では、領事館と警察による監視が強化され、朝鮮でも、移動警察制度が実施されることとなった。朝鮮人は日本警察の監視から逃れるために、御大礼が行われる数ヶ月前から「内地潜入」を行うことが多かった。

御大礼を前にして行われた移動警察制度は、日本各地の警察官を京都と、その付近の地域へ派遣する形で実行に移された。こうして内地での警戒が厳重になったにもかかわらず、朝鮮人が危険を押し切ってまで「内地潜入」をし、「大官暗殺」などの決行を決意した理由は、御大礼の際、京都に警察力だけではなく、行政力も集中されたためである。しかも、内地の行政力だけではなく日本帝国の要路大官が一カ所に集まることとなり、また、東京にある官公衛も京都に出張所が設けられるなど、日本帝国の中心が東京から京都

に移ったかのごとき状況は、朝鮮人にとって一挙に目的を果たすことができる「好機」とも見なされたのである。

これらの点を踏まえても、なお朝鮮人の「内地潜入」は容易ではなかった。内地に潜入するのにもっとも遠い経路である樺太経由が選択されたのはそのためであった。この「迂回策」は、一定の「有効性」をもった。それによって「上海朝鮮人青年会」は、「内地潜入」に成功し、義烈団も樺太までは潜入できたのである。本稿では、樺太の朝鮮人と、上海の朝鮮人の間に繋がりがあったことを取り上げ、これまで、樺太が単に経路だけではなく、朝鮮人による朝鮮独立運動や社会主義運動の拠点であったことの可能性を示唆した。

最終的に、1928年に「内地潜入」した朝鮮人が、目的を果たしたのか否かを示す資料は現時点では管見のかぎり存在しない。一方、御大礼以降も、移動警察や朝鮮からの渡航統制を廃止せず、警戒が続けられた。それは、治安維持という名目もあったが、在外朝鮮人を警戒する意図もあったと思われる。このような移動警察や渡航統制、そして、朝鮮人に対する移動監視は敗戦まで続いたのである。

以上のように、1928年の御大礼を舞台とした朝鮮人の「内地潜入」と、日本の移動統制との対立構図を考察した本稿は、朝鮮独立運動が朝鮮内だけではなく、東アジアのより広汎な世界に影響を及ぼす歴史的現象でもあったことの一部を具体的に明らかにするための試みである。積み残した課題も多いが、帝国内での移動だけではなく、上海や満州や沿海州を含めた移動のダイナミズムと、それに対する日本帝国の対応を明らかにすることで、従来の朝鮮独立運動研究、移動警察研究に一石を投じることができたのではないかと思う。

* 本稿は、国際交流基金ソウル日本文化センター／財団法人李熙健韓日交流財団「韓国における次世代日本研究者訪日グラント」による研究成果の一

部である。

注

- 1) 外務省大臣官房人事課『今上天皇陛下大礼紀要』外務省大臣官房人事課、1929年、137頁。
- 2) 韓国臨時政府は、1919年4月11日に上海で設立し、1945年まで27年間、中国内で活動していた。
- 3) 3府は1920年代において、日本の影響力が及ばなかった満州地域で、朝鮮人自治団体や抗日武装団体として、活動していた。
- 4) 박환「20세기 한국 근 현대사 연구동향과 문제점 (20世紀の韓国近現代史における研究動向と問題点)」『人文研究論集』28、人文科学研究所、2000年、241-306頁。
- 5) 山脇啓造『近代日本と外国人労働者—1890年代後半と1920年代前半における中国人・朝鮮人労働者問題』明石書店、1994年、1-312頁、外村大『朝鮮人強制連行』岩波新書、2012年、1-272頁など。
- 6) 李升熙「조선인의 일본 밀항에 대한 일제 경찰의 대응 양상 (朝鮮人の日本密航に対する日本帝国警察の対応様相)」『다문화콘텐츠연구』13、2012年、337-361頁。
- 7) 尹相元「저항의 도구—식민지 민족해방운동과 철도 (抵抗の道具—植民地の民族解放運動と鉄道)」『역사교육』129、역사교육연구회、2014年、197-225頁。
- 8) 張信「식민지 조선의 금지된 이동—이동경찰 (移動警察) 연구— (植民地朝鮮の禁止された移動—移動警察研究—)」『인문과학연구』25、2017年、115-143頁。
- 9) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C04016081500、公文備考 儀制 5 卷 24 大礼 1 件 1 (防衛省防衛研究所)
- 10) 御大礼に関する海軍事務を処理するため、1928年2月9日に「大礼海軍事務委員」が組織された。委員長には海軍省軍務局の局長の左近司政三が、委員には同じく海軍省の所属の軍人が任命された。憲兵司令部は海軍省に、御大礼が行われる京都で、御大礼の進行状況を海軍省にほぼリアルタイムで通知していた。このことから、両機関の間に、御大礼に関する緊密な業務関係があったと思われる。御大礼の当日である11月10日、午後5時10分、京都の憲兵司令部出張所から海軍省への電話では、「賢所大前ノ儀及紫宸殿ノ儀御予定ノ通り無事目出度御終了趣バスル」との通知があった。JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C04016086200、公文備考 儀制 7 卷 26 大礼 1 件 3 (防衛省防衛研究所)
- 11) 内務省警保局『昭和の大礼警備記録』下、内務省警保局、1929年、45頁。
- 12) 「今秋挙行ノ御大典ハ恰モ露国革命記念日タル11月7日前后ニ相当シ鮮内警備ノ間隙ヲ招来スルヲ好機トシ」(②)
- 13) 「御大礼不穩計画情報綜覽」の区分によると、⑮は「不逞行動者氏名」のリスト、⑯は「内容不明」。

- 14) 暗殺の対象の「大官」が誰なのかについては、「御大札不穩計画情報綜覽」では、内閣重要人物(⑰)、日本官憲(⑳)、田中義一(㉔㉕)を示している事例はあるが、その他は、具体的に誰なのかについて、必ずしも特定していない。
- 15) 爆弾で爆破する施設は工場(⑨⑰)、官公衛(㉑)があるが、暗殺のために密輸することもあった。
- 16) 金佐鎮(김좌진, 1889 ~ 1930)は、大韓光復会副指令(1917)、北路軍政署師団長(1919)、新民府設立(1925)、韓族総連合会代表(1929)を歴任した。金佐鎮が率いた青山里戦闘(1920)は鳳梧洞戦闘(1920)と並ぶ日本軍に対して最大規模の勝利を得た朝鮮独立闘争である。金佐鎮は1925年3月に寧安県で新民府を組織し、新民府総司令・軍事部委員長を歴任した。
- 17) 各区分における数値は、次の通りである。

	沿海州	上海	満州	朝鮮	樺太	内地
出発地	7	5	3	3	1	-
到着地	-	4	-	3	-	17

* 1つの項目に多数の潜入事例がある場合、それを加算する。

- 18) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.C01003763900、密大日記6冊の内第4冊昭和2年(防衛省防衛研究所)
- 19) 鉄道省『昭和大札記録』下巻、鉄道省、1932年、312頁。
- 20) 内務省警保局『昭和大札警備記録』下、内務省警保局、1929年、45頁。
- 21) 「勞働者渡航에는 證明書가 必要 四條件을 具備한 者에 交付 漫然渡航阻止方策」『毎日新聞』1928年8月12日付。
- 22) 山下雅実『鉄道警察』鉄道講習会、1924年、505-509頁。
- 23) 内務省警保局『行政警察例規集』内務省警保局、1931年、801頁。
- 24) 内務省警保局『昭和大札警備記録』下、内務省警保局、1929年、61-64頁。
- 25) 内務省警保局『昭和大札警備記録』下、内務省警保局、1929年、32-52頁。
- 26) 内務省警保局『昭和大札警備記録』下、内務省警保局、1929年、54頁。
- 27) 外務省大臣官房人事課『今上天皇陛下大札紀要』外務省大臣官房人事課、1929年、137-139頁。
- 28) 韓国国立国会図書館『韓民族運動史料』中国篇、韓国国立国会図書館、1976年、20頁。
- 29) 「官公署爆破計劃으로 日本에 三青年潜入」『東亞日報』1928年8月14日付、「内地へ潜入 大官の暗殺 韓国青年會の陰謀」『朝鮮新聞』1928年8月12日付。本稿では、主に用いた資料である「御大札関係不穩計画情報」で名称した「上海鮮人青年会」を使うが、資料を引用する際には、資料での名称をそのまま使うこととする。
- 30) 「内地へ潜入 大官の暗殺 韓国青年會の陰謀」『朝鮮新聞』1928年8月12日付。
- 31) 「官公署爆破計劃으로 日本에 三青年潜入 어대던을기회하야대관을○○하고 관공서쪽

- 과할목덕으로일본에잡입 上海『韓人青年會』員『東亞日報』1928年8月14日付。
- 32) 「警視廳緊張 逮捕코지活動 화태도를거쳐들어가활동 系統은純共產主義」『東亞日報』1928年8月14日付。
- 33) 同人を「御大札關係不穩計畫情報」では金敦熙(キム・トンヒ)、『東亞日報』では金敦武(キム・トンム)、『朝鮮新聞』では金敦無(キム・トンム)、『新韓民報』では김득무(キム・トクム)と、それぞれ表記しているが、すべて同じ人物を示している。
- 34) 「上海の不逞鮮人内地潜入を畫策 今秋の御大典を期し 何事が不穩の擧に出でんと」『朝鮮新聞』1928年9月2日付。
- 35) 「관공서 폭파계획으로 일본에 三 청년이 잠입하여 (官公署の爆破計画で日本に三青年が潜入して)」『新韓民報』1928年9月27日付。
- 36) 「沿海州와樺太經由 變裝하고日本潜入 ◇어대던을압두고비밀계획◇ 在上海朝鮮人策動」『東亞日報』1928年8月31日付。原文はハングル表記。翻訳に関しては、同現代の雰囲気を伝えるため、できるだけ原文に忠実に訳した。
- 37) 金錫夏は、3.1運動の直後に満州に亡命して活動した朝鮮独立運動家である。1922年統義府に加担し遊撃隊員として活動し、1925年には吉林で正義府の軍民代表会の委員と第5中隊長として活動した。金錫夏は、朝鮮内の警察署を襲撃して日本人警察を射殺する他にも、朝鮮人の密偵を逮捕・銃殺したことがある。韓国政府では1963年に大統領表彰を叙勲、1991年に建国勲章を叙勲された。
- 38) 「内地へ潜入 大官の暗殺 韓國青年會の陰謀」『朝鮮新聞』1928年8月12日付。
- 39) 「관공서 폭파계획으로 일본에 三 청년이 잠입하여 (官公署の爆破計画で日本に三青年が潜入して)」『新韓民報』1928年9月27日付。
- 40) 「官公署爆破計劃으로 日本에三青年潜入 어대던을기회하야어대관을○○하고 관공서폭과할목덕으로일본에잡입 上海『韓人青年會』員『東亞日報』1928年8月14日付。
- 41) 李憲は、御大札を機に、内地潜入を企てたが、日本の警戒が厳重だったため実行せず、1929年に行われる朝鮮博覧会の際に宣伝活動を計画しているところを、阿城県で哈爾濱日本領事館警察に逮捕されたことが報道された。「朝博機會로 某計劃中被害 함이빈 일본경찰의손에 ◇吉林省在住李憲」『東亞日報』1929年7月17日付。
- 42) 「小山警察部長の一行 惠領取を視察 鮮人の動靜視察の爲」『樺太日日新聞』1928年10月24日付。
- 43) 「七百朝鮮勞働者 樺太에서重大計劃 ◇사실의진부는아즉불명◇ 小山警察部長急行」『東亞日報』1928年10月25日付。
- 44) 「七百名の鮮人 樺太で○○陰謀を企て發覺」『朝鮮新聞』1928年10月25日付。
- 45) 「日ソ基本条約」の正式名は、「日本国及「ソヴィエト」社會主義共和國連邦間ノ關係ヲ律スル基本法則ニ関スル條約」である。条約では、「(一) 両締約国ノ一方ノ臣民又ハ地方ノ法令ニ從ヒ (イ) 其ノ領域内ニ到リ、旅行シ且居住スルノ完全ナル自由ヲ有スヘク (ロ) 身体及財産ノ安全ニ對シ恆常完全ナル保護ヲ享有スヘシ」と決め、両

国の往来が保障されていた。

- 46) 1920年代には、樺太に朝鮮人人口が激増し、朝鮮人社会が形成されていた。1929年に、樺太で行われた町村会議員では4名の朝鮮人が当選されたことがある。拙稿『조선인의 가라후토 이주와 사회 형성 (朝鮮人の樺太移住と社会形成)』(漢陽大学校、博士論文)を参照。
- 47) 義烈団は、朝鮮内で朝鮮総督府や警察署の爆破を試みるほか、1922年に、当時に陸軍大将であった田中義一を上海で暗殺を試み、1924年に、皇居で引き起こした「二重橋爆弾事件」を主導するなど、活動を行っていた。
- 48) 「樺太廳の警戒嚴重 鮮人逮捕」『朝鮮新聞』1928年11月2日付。
- 49) 樺太庁『樺太要覧』昭和3年編、樺太庁、1928年、271頁。
- 50) いずれも12月末の数値を基準にしている。
樺太庁『樺太要覧』昭和3年編、樺太庁、1927年、272頁、樺太庁『樺太要覧』昭和4年編、樺太庁、1928年、247-248頁。
- 51) 樺太庁警察部『樺太在留朝鮮人一斑』樺太庁警察部、1927年、273頁。